破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第６８号
福島県相馬市磯部字手ノ沢523番地渡部ヤス子方
破産者　大西　聖司
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第７９２２号
大阪府東大阪市若江東町４丁目１番33号
破産者　釣谷　昌宏
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６５号
名古屋市港区正徳町１丁目64番６、住民票上の住所名古屋市中川区大畑町２丁目84番地
破産者　原　　英一
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１３１号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字向江3360番地の９　千音寺荘８棟805号
破産者　中村　賢二
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２９６号
愛知県瀬戸市西米泉町147番地　グリーンヒルズイトーⅡ406
破産者　冨岡　英樹
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５４７号
長野県飯田市山本3308番地１、開始決定時の住所名古屋市中区新栄２丁目10番９号
破産者　前田　茂穂
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５８６号
名古屋市北区大杉３丁目11番19号
破産者　祖父江秀雄
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３３号
愛知県知立市昭和１丁目２番地５
破産者　中野　光利
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３４号
愛知県豊田市曙町１丁目46番地６、開始決定時の住所愛知県豊田市本地町３丁目22番地
破産者　杉山　忠司
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６５号
愛知県弥富市佐古木１丁目81番地
破産者　人見由紀夫
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４０４号
広島県東広島市黒瀬町市飯田182番地31
破産者　秋山　龍生
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１４号
広島県東広島市三永２丁目18番18号　自由の丘Ⅲ－１号
破産者　江島　弘紀
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８５号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割15番地43、開始決定時の住所岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第３地割27番地21
破産者　白石　光男
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６６１号
茨城県東茨城郡大洗町磯道87番地、旧住所茨城県東茨城郡大洗町大貫町959番地の２
破産者　梶間　正勝
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６９号
新潟県村上市金屋2756番地
破産者　遠山　茂夫
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１６９号
新潟県胎内市草野95番地
破産者　五十嵐　健
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２６４号
愛知県豊橋市中郷町173番地　201、開始決定時の住所愛知県新城市字宮ノ後21番地３
破産者　林　　俊明
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部